

令和3年8月25日

市立学校保護者 様

さいたま市教育委員会

家庭学習用通信機器の貸出について

日頃より本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、オンライン授業の実施に伴い、インターネット環境がない御家庭を対象に、家庭学習用通信機器（モバイル Wi-Fi ルーター）の貸出を行うことといたしました。

つきましては、下記の内容を御確認の上、希望される場合は、在籍校までお申し込みください。

記

1 対象世帯

児童生徒の家庭学習を目的として家庭の通信環境整備を行うために、家庭学習用通信機器（モバイル Wi-Fi ルーター）の貸出を希望する御家庭

2 貸出について

(1) 貸出物品 家庭学習用通信機器（モバイル Wi-Fi ルーター）及びその付属品（充電器・説明書）
（1世帯1台の貸与となります。）※SIMカードは含まれません。

(2) 貸出期間 機器受け取り日～令和4年3月31日（木）
※必要な手続きを行うことで、市立学校在籍中は、次年度以降も貸出を継続することが可能です。

3 申請手続き

(1) 申請方法 家庭学習用通信機器貸出申請書（様式第1号）を御記入の上、各在籍校まで御提出ください。

(2) 申請先 各在籍校

(3) 使用開始までの流れ

①家庭学習用通信機器貸出申請書の提出→②SIMカードの購入・契約 →③学校から機器の受け取り→④購入したSIMカードを入れて、使用開始
--

4 留意事項

(1) 家庭学習用通信機器は、児童生徒の学習用としてお貸しするものです。保護者の責任のもと、適切に管理してください。

(2) 貸出をされた機器を通信に使用する際には、任意の携帯電話事業者と契約する必要があります。通信契約及び通信にかかる費用は、御家庭の負担となります。

(3) 機器の紛失、破損等、機器使用に損害が生じた場合は、その弁償及び修理に係る費用を負担していただく場合があります。

(4) 貸出期間中でも、本貸出とは別に御家庭にインターネット環境が整った場合は、機器の返却をお願いいたします。

(5) 貸出準備が整い次第、各在籍校より機器受け渡しの連絡をいたします。

担当 学校教育部 教育研究所

ICT教育推進係

電話 836-1713